

令和5年度 第4回安城市男女共同参画審議会 議事要旨

日時	令和6年2月13日（火） 午後2時～午後3時	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	高橋会長、飯野副会長、太田紗絵子委員、杉浦壮多委員、中根委員、濱田委員、九十九委員、矢嶋委員、田川委員、杉浦絵里子委員、中村委員 (欠席：堀内委員、太田淳一委員)
	事務局	長谷部市民生活部長、早水市民協働課長、浅井市民協働係長、市民協働係職員（近藤、島、鈴木） 委託業者：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 江口氏
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民憲章唱和</li> <li>2 会長挨拶</li> <li>3 議題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) パブリックコメントの意見及びその回答について</li> <li>(2) 第5次安城市男女共同参画プラン（案）の承認について</li> <li>(3) 第5次安城市男女共同参画プランの答申（案）について</li> </ol> </li> <li>4 報告事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第5次安城市男女共同参画プラン概要版について</li> <li>(2) 安城市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について</li> </ol> </li> <li>5 その他             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 今後の予定について</li> </ol> </li> </ol>	

今回の会議の目的

- ・パブリックコメントの意見及びその回答の確認
- ・第5次安城市男女共同参画プラン（案）の承認
- ・第5次安城市男女共同参画プランの答申（案）の承認
- ・第5次安城市男女共同参画プラン概要版の報告
- ・安城市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の報告

議事要旨

(司会)

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ安城市男女共同参画審議会にご出席いただきありがとうございます。

本日の会議におきましては、環境に配慮するとともに、働きやすい職場環境づくりの一環として、軽装（ノーネクタイ等）を実施しています。職員も軽装で出席いたしますので、ご承知おきください。

会議に先立ちまして、委員の紹介をさせていただきます。株式会社アイシンの峰委員から田川初恵様に委員が交代されております。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。堀内委員、太田淳一委員からご欠席のご連絡をいただいておりますが、ただいまの出席委員は安城市男女共同参画審議会規則第4条第2項に規定します委員の半数以上に達しており、審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、第5次男女共同参画プラン策定業務を委託しております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の江口様が同席させていただきますのでご報告いたします。

それでは、ただ今から令和5年度第4回安城市男女共同参画審議会を開催いたします。

## 1 市民憲章唱和

次第1「市民憲章唱和」市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章につきましては、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

〈市民憲章唱和〉

ありがとうございました。ご着席ください。

## 2 会長挨拶

(司会)

それでは、次第2「会長挨拶」高橋会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長)

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

元日から続きます能登半島地震におきましては、いまだ復旧のめどが立っていない地域もあり、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。私も年末に金沢へ行っていたので、他人事ではないと思いましたが。安城市の職員の方も愛知県と連携した給水車での活動をはじめ、住宅等の被害認定業務や避難者の健康管理支援に応援職員として派遣されていると伺っています。避難所で過ごされている高齢者、障害者、小さなお子さんを連れた方等それぞれに必要な物資も支援も違います。男性主導になりがちな避難所運営等に女性も加わる形でわいせつ行為等を防ぐ環境づくりなど、避難所生活の安全・安心が保たれることも必要になってまいります。非常時においてこそ、いろいろなセクシュアリティの方がともに意見を出し合って環境を整え、みんなで乗り越えていくという意識が重要であると感じております。先日、私の子どもと自分なりにできることはないかと話し合い、募金活動に参加してきました。日々忙しくて大きな活動はできませんが、そういった形で自分にできそうなことを考えていきたいと思っております。

この後、パブリックコメントの意見募集結果とその回答、それを踏まえて修正した

プランについての説明があります。今まで審議を重ねてまいりましたが、いよいよ第5次プランができあがります。皆さまご意見をいただきありがとうございました。本日は今年度最後の審議会となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、次第3「議題」に入らせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、ご発言をする場合、必ず挙手をしていただき、指名された後、マイクを持ってご発言していただきますようお願いいたします。

それでは、高橋会長お願いいたします。

(会長)

では、議事を進めてまいります。議題(1)パブリックコメントの意見及びその回答について、事務局より説明をお願いします。

### 3 議題

#### 議題(1)パブリックコメントの意見及びその回答について

(事務局)

議題(1)パブリックコメントの意見及びその回答について説明

(会長)

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

(委員)

パブリックコメントに寄せられた意見が素晴らしく、それにより内容がとてよくなりましたと思いました。ありがとうございます。

ここの議題とは話がずれるのですが、計画案60ページの図について質問します。左側に「教育に携わる者」と書いてありますが、具体的にどのような方を指すのかということをお教えいただければうれしく思います。お願いします。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。こちらの図の「教育に携わる者」につきましては、言葉どおり学校に関係するということで教員の方を想定しております。

(委員)

ここには保育園や幼稚園の先生も含まれていると捉えてよいのでしょうか。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

他にいかがでしょうか。非常に細かなところまで変更していただいたので、これ以上言うことないかもしれません。最後ですので何かあればお願いします。

(委員)

資料2の7ページのNo.24に男女共同参画の啓発を商工課や商工会議所、青年会議所と連携して行い、それに関するイベントのチラシを企業に広めてはどうかという意見があります。今は市民協働課がファミリーフレンドリー企業にイベントのチラシを配布していると思うのですが、この意見に応えるのであれば、今後は商工課や商工会議所を通して配布するということになりますか。

(事務局)

今までも内容によっては商工会議所に啓発イベントのチラシを送っています。今後も様々な内容のイベントチラシを商工会議所経由で企業に送り、さらに展開できればよいと考えます。ありがとうございます。

(委員)

資料2の12ページの41番ですが、女性の一時保護シェルターの常設についてお聞きになっているかと思えます。安城市としては女性相談支援センターを通じての一時保護ということで、それ以上の展開は考えていないと読めるのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

一時保護に対応できる女性相談センターは、この辺りでは岡崎にございます。市役所内にもDV担当の部署がございますので、そちらでしっかり聴き取りをさせていただき、相談者が望む形で支援できるよう連携を図っていきたいと考えております。

(委員)

一時保護をしてもらえるにしても、市内ではない可能性もあるということですよ。

(事務局)

ケースバイケースで市内での一時保護もできなくはないですが、きちんとした形で

保護させていただくということで女性相談センターにつなげていきたいと思います。

(委員)

わかりました。

(会長)

ありがとうございました。他にはよろしいですか。

それでは、次の議題に移ります。

続きまして、議題（２）第５次安城市男女共同参画プラン（案）の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 議題（２）第５次安城市男女共同参画プラン（案）の承認について

(事務局)

議題（２）第５次安城市男女共同参画プラン（案）の承認について説明

(会長)

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

それでは、第５次安城市男女共同参画プラン（案）の内容をこの場でご承認いただけますか。ご賛同いただける場合は、拍手をお願いいたします。

〈一同拍手〉

(会長)

ありがとうございました。

続きまして、議題（３）第５次安城市男女共同参画プランの答申（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 議題（３）第５次安城市男女共同参画プランの答申（案）について

(事務局)

議題（３）第５次安城市男女共同参画プランの答申（案）について説明

(会長)

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。よろしいですか。

２月１９日に私から市長にお渡しするということで進めてまいりたいと思います。

続きまして、次第4 報告事項（1）第5次安城市男女共同参画プラン概要版について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 4 報告事項

##### 報告事項（1）第5次安城市男女共同参画プラン概要版について

（事務局）

報告事項（1）第5次安城市男女共同参画プラン概要版について説明

（会長）

概要版ということで、プランをわかりやすくまとめてあります。多くの方にご覧いただくよう周知・啓発いただけるものと考えております。概要版について、ご意見等ありますか。

（委員）

取組の一覧表 No. 27「市職員等への男女共同参画研修の実施」についてですが、研修の具体的な内容は決まっていますか。市の職員も女性の管理職が増え、女性の進出が著しいというのは認めますし、研修をより多く実施していただきたいと思います。

（会長）

励ましのお言葉かと思います。

他にございませんか。

色のグラデーションがロゴマークと対応しているのかなと思います。落ち着いた色目でいいと思います。

（委員）

このロゴは今回から変わるのでしょうか。

（事務局）

はい。第5次プランからはこのロゴになります。第4次プランでは水色とピンクの2色でしたが、今回は多様性ということで様々な色のグラデーションで展開するような形にしております。

（委員）

来年度からはこちらのロゴを使うわけですね。ありがとうございます。

（会長）

続きまして、報告事項（2）安城市パートナーシップ・ファミリーシップ制度につ

いて、事務局より説明をお願いいたします。

## 報告事項（２）安城市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

（事務局）

報告事項（２）安城市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について説明

（会長）

安城市がこの制度をどのように進めていくのか、注視していたところです。愛知県と足並みをそろえる形になりましたが、パートナーシップよりも広いファミリーシップということで、いろいろなカップルの生活が便利になるかと感じております。

この点につきまして、ご意見等ございますか。

（委員）

パートナーシップの証明書を出せる条件の中で、他の方とパートナーシップ関係にないという条件があったと思うのですが、その確認は制度を導入している市と連携したネットワーク等で情報共有できるようになっているのでしょうか。

（事務局）

別の方とのパートナーシップ宣誓についての確認を他市にするかということですが、そこまで行う予定はございません。他市で同じ方とパートナーシップ宣誓をして安城市でも宣誓するケースはございますが、別の方と宣誓をしていないかについては、その方の申請書類を基に判断するしかありません。

（委員）

信じるしかないわけですか。

（事務局）

そうです。もし申請書類に虚偽が見つければ、その時点で無効になります。

（委員）

法的な婚姻関係とは違い他の方とパートナーシップを結んでいる可能性もあるとすると、様々なサービスを婚姻関係と同様に取り扱うにあたり正式に認めて大丈夫かと判断に迷うこともあると思います。そのため、どのくらい厳密に見ていただけるかを確認したくて質問させていただいた次第です。ありがとうございます。参考になりました。

(会長)

課題はあるということですね。ただ他のことでも自己申告制度を導入しているものはあると思います。以上、こういった制度が始まるという報告でした。

会議内容については以上となります。この1年間、密度の濃い議論ができたと思っております。皆様のおかげをもちまして、本年度の審議会は終了となります。ここからの進行は、事務局でお願いします。

(司会)

ありがとうございました。「その他」今後の予定について、事務局からご連絡いたします。

## 5 その他

### その他（1）今後の予定について

(事務局)

その他（1）今後の予定について説明

(事務局)

最後に市民協働課長からお礼のことばを述べさせていただきます。

(課長)

委員の皆様には、2年に渡りプラン策定にご尽力いただき、誠にありがとうございました。

今回がプランの策定に関する、そして委員の皆さまの任期最後の審議会となります。本日も承認いただきましたプランに基づき、来年度以降も安城市では、男女共同参画社会の実現を目指していきたいと思っておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和5年度第4回安城市男女共同参画審議회를終了いたします。ありがとうございました。